

マイナポイント事業に関する I C O C A ポイントサービス特約

(目的)

第 1 条 この特約は、国（総務省）が推進するマイナポイント事業（以下「本事業」といいます。）に関して、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する I C カード乗車券（以下「I C O C A 乗車券」といいます。）の利用者に対して提供するマイナポイントの付与に関わるサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容及び適用条件等を定め、もって利用者の利便性向上及び国（総務省）が推進するマイナンバーカードの普及を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 本サービスの内容及び適用条件等については、国が定める「マイナポイント利用規約」及びこの特約の定めるところによります。

2 この特約に定めのない事項については、法令及び「I C カード乗車券取扱約款（平成 15 年 10 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 19 号）。以下「I C 約款」といいます。」「I C O C A 電子マネー取扱約款（平成 17 年 9 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 17 号）」「スマート I C O C A 会員規約」「J - W E S T ネット会員規約」「I C O C A ポイントサービス規約」等の定めるところによります。

(本サービスの登録手続き)

第 3 条 本サービスは、次項に定める本サービスの登録手続きの前日までに、「I C O C A ポイントサービス規約」第 4 条に定める I C O C A ポイントサービスに係る利用登録を完了した I C O C A 乗車券が対象です。

2 マイナンバーカードの保有者であって、マイキー I D の設定（マイナポイントの予約を行うことでマイキー I D が設定されます）を行った者のうち、一つのキャッシュレス決済サービスを選択して本サービスの申込み・登録を希望する者または行った者（以下、「利用者」といいます。）は、この特約及び国が定める「マイナポイント利用規約」に同意のうえ、国（総務省）及び本事業を運営する事務局（以下、「国等」といいます。）が指定する方法でマイナポイントの予約、申込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスとして前項の I C O C A 乗車券の登録を完了することで、本サービスの提供を受けることができます。

3 前項により本サービスの登録手続きが完了した場合は、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。

(マイナポイントの付与)

第 4 条 前条第 2 項に定める本サービスの登録手続きを行った I C O C A 乗車券に対して、第 7 条第 2 項に定める期間中（以下、「対象期間」といいます。）に、I C 約款第 15 条第 1 項及び第 2 項に定めるチャージ、スマート I C O C A 会員規約第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定めるチャージを行うことで、マイナポイントを付与します。ただし、一部マイナポイント付与の対象とならないチャージがあります。

- 2 マイナポイントは、対象期間における前項に定めるチャージの合計額が 20,000 円に達した場合、5,000 ポイント付与します。
- 3 前項によらず、対象期間における第 1 項に定めるチャージの合計額が 20,000 円に満たなかった場合は、チャージの合計額の 25%分のマイナポイントを付与します。この場合、小数点以下は切り捨てるものとします。
- 4 マイナポイントは、I COCAポイントとして付与します。
- 5 マイナポイントは、第 1 項に定めるチャージの合計額が 20,000 円に達した月の翌月中に付与します。ただし、第 3 項による場合は、対象期間終了月の翌月中に付与します。
- 6 前項の定めにかかわらず、当社の運営上の都合により、マイナポイントの付与時期は変更となる場合があります。

(付与の上限)

第 5 条 マイナポイントの付与は、利用者 1 人に対して 5,000 円相当額分を上限とします。

(マイナポイントの確認)

第 6 条 利用者は、付与されたマイナポイントを、「I COCAポイントサービス規約」第 11 条に定める方法により、確認することができます。この場合、付与されたマイナポイントは、「ポイント数 (その他)」の項に、本サービスの他の事由により対象 I COCA乗車券に付与される I COCAポイントと合算されて表示又は印字されます。

- 2 利用者は、第 4 条第 5 項に定めるマイナポイントの付与までの間、「I COCAポイント問い合わせダイヤル」に電話で問い合わせることで、問合せ時点におけるマイナポイントのポイント数を確認することができます。

(本サービスの登録手続き期間・対象期間)

第 7 条 第 3 条第 2 項に定める登録手続きを行うことができる期間は、2020 年 8 月 7 日から 2021 年 3 月 31 日までとします。

- 2 本サービスの対象期間は、第 3 条第 2 項に定める登録手続きを完了した日と 2020 年 9 月 1 日のいずれか遅い日から 2021 年 3 月 31 日までとします。

(I COCA乗車券の払いもどし・引継)

第 8 条 利用者は、第 3 条第 2 項に定める登録手続きを行った後、第 4 条第 5 項に定めるマイナポイントの付与までの間に I COCA乗車券を払いもどした場合、第 4 条に定めるマイナポイントの付与を受けることができません。

- 2 利用者は、第 3 条第 2 項に定める登録手続きを行った後、第 4 条第 5 項に定めるマイナポイントの付与までの間に I COCA乗車券の紛失、盗難、障害等による再発行を行った場合は、本サービスに係るご利用情報を再発行後の I COCA乗車券へ引き継ぐことができます。

(不当な取引・その他の禁止事項)

第9条 利用者は、国が定める「マイナポイント利用規約」第12条第1項及び第2項に定める不当な取引等を行ってはならないものとし、この定めを反した場合は、当社は、利用者に対して何らの通知又は催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止もしくは本サービスの提供の全部又は一部の制限又は停止をすることがあります。

2 前項の場合、当社は、IC約款第21条、第33条及び「ICOCAポイントサービス規約」第15条の定めにより、本サービスの登録手続きを行ったICOCA乗車券を無効として回収します。この場合、対象ICOCA乗車券に付与されているICOCAポイントは無効となります。

3 不当な取引等やその恐れが生じたこと、本特約や国が定める「マイナポイント利用規約」等に違反する行為又は利用者の責めに帰すべき事由により、当社、国等及びその他第三者に損害が生じた場合には、利用者は当該損害額に相当する金額を賠償するものとします。

(マイナポイントの制限又は停止)

第10条 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に対して何らの通知又は催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止もしくは本サービスの提供の全部又は一部の制限又は停止をすることがあります。

- (1) 当社及び国等が運営するシステム等の不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本サービスの提供ができない場合
- (2) 地震、落雷、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 本サービスに係るシステム等の点検又は保守作業を行う場合
- (4) 当社及び国等が、国が定める「マイナポイント利用規約」第9条第1項各号に定める場合に該当する又は該当するおそれがあると判断した場合
- (5) その他当社が本サービスの提供の停止又は中断が必要であると判断した場合
- (6) 国等が本事業の実施を停止又は中断した場合

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当社及び国等は、その責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重大過失によって生じた場合は除きます。

(免責事項)

第11条 当社及び国等の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社及び国等はその責めを負いません。

(特約の変更)

第12条 当社は、民法584条の4の規定に基づき、以下の場合は、本特約を変更することができるものとします。

- (1) 本特約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
- (2) 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

- 2 本特約を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の約款の効力発生時期を周知するものとします。

(情報提供)

第13条 当社は、第1号に定める目的を達成するために必要な範囲で、第2号に定める個人情報を取り扱います。

(1) 利用目的

- ① 本事業の運営及び本サービスを提供するため
- ② 不当な取引等の検知、予防及び不当な取引等が行われた場合の処理を行うため
- ③ 本事業および本サービスに関する通知、案内等を行うため
- ④ 利用者からの問合せ等に対して適切に対応するため
- ⑤ 国等に対する、本事業の精算業務のため

(2) 個人情報の項目

- ① 氏名、住所、電話番号、メールアドレス
- ② ICoca乗車券、ICocaポイントサービスに係る登録情報
- ③ ICoca乗車券、ICocaポイントサービスに係る利用履歴、ポイント残高等の利用情報
- ④ 付与されたマイナポイントの額やその他の本サービスに係る利用状況
- ⑤ 国が定める「マイナポイント利用規約」第13条に基づく調査等により取得した情報

- 2 当社は、国等及びそれらの委託先に対して、本事業及び本サービスの実施、国が定める「マイナポイント利用規約」第12条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために、前項第2号に定める事項について提供することがあります。

(特約の有効期間)

第14条 本特約は、第7条に定める本サービスの登録手続き期間、対象期間及びマイナポイントが付与されるまでの期間有効です。ただし、国が定める「マイナポイント利用規約」第11条及び第12条によるマイナポイントの取り消しのほか、当社が損失額の請求を当該利用者へ行う場合には、この期間によらず行うことができるものとします。

附則 本特約は2020年8月7日から施行します。